

別紙2 新旧対照表

改 正 後	現 行
I 隔離対象は次に掲げる種苗とする。 1～3 略 4 次の属(種)植物の球根類 ユリ属植物(Lilium L.):ウバユリ、スカシユリ、カノコユリ、ヤマユリ等 チューリップ(Tulipa spp.) ヒヤシンス(Hyacinthus orientalis L.) スイセン属植物(Narucissus L.) グラジオラス属植物(Gladiolus L.) クロッカス属植物(Crocus L.) アイリス属植物(Iris L.) フリージア属植物(Freesia Klatt.) Hippeastrum属植物(Hippeastrum Herb.) アマリリス属植物(Amaryllis L.):Belladonna lily, Hybrid Amaryllis ダーリア属植物(Dahlia Cav.) アネモネ属植物(Anemone L.):イチリンソウ、ニリンソウ、ハクサンイチゲ等 ラナンキュラス属植物(Ranunculus L.): ベゴニア属植物(Begonia L.) アリウム(Allium aflatunense, A.albopilosum, A.cowanii, A.flavum, A.giganteum, AHeldreichii, A.Karataviense, A.Moly, A.Ostrowskianum, A.keplum, A.Rosenbachianum, A.Schoenoprasum, A.Schubetii, A.Serratum, A.Victorialis, A.Cyaneumk, A.Narcissiflorum, A.ursium, A.unifolium) グロキシニア属植物(Gloxinia L. Her.) シンギンニア属植物(Sinningia Nees.) ガランサス属植物(Galanthus L.) ただし、ヒヤシンス及びアマリリス球根であって「特殊容器に封入された オランダ王国産のヒヤシンス及びアマリリス球根に係る植物検疫の取扱いに	I 隔離対象は次に掲げる種苗とする。 1～3 略 4 次の属(種)植物の球根類 ユリ属植物(Lilium L.):ウバユリ、スカシユリ、カノコユリ、ヤマユリ等 チューリップ(Tulipa spp.) ヒヤシンス(Hyacinthus orientalis L.) スイセン属植物(Narucissus L.) グラジオラス属植物(Gladiolus L.) クロッカス属植物(Crocus L.) アイリス属植物(Iris L.) フリージア属植物(Freesia Klatt.) Hippeastrum属植物(Hippeastrum Herb.) アマリリス属植物(Amaryllis L.):Belladonna lily, Hybrid Amaryllis ダーリア属植物(Dahlia Cav.) アネモネ属植物(Anemone L.):イチリンソウ、ニリンソウ、ハクサンイチゲ等 ラナンキュラス属植物(Ranunculus L.): ベゴニア属植物(Begonia L.) アリウム(Allium aflatunense, A.albopilosum, A.cowanii, A.flavum, A.giganteum, AHeldreichii, A.Karataviense, A.Moly, A.Ostrowskianum, A.keplum, A.Rosenbachianum, A.Schoenoprasum, A.Schubetii, A.Serratum, A.Victorialis, A.Cyaneumk, A.Narcissiflorum, A.ursium, A.unifolium) グロキシニア属植物(Gloxinia L. Her.) シンギンニア属植物(Sinningia Nees.) ガランサス属植物(Galanthus L.) ただし、ヒヤシンス及びアマリリス球根であって「特殊容器に封入された オランダ王国産のヒヤシンス及びアマリリス球根に係る植物検疫の取扱いに

改 正 後	現 行
ついて」（昭和62年9月8日付け62農蚕第5154号農蚕園芸局長通達）に定める基準に適合しているもの、チューリップの球根であって「オランダ王国産チューリップ球根の隔離検疫の取扱いについて」（昭和63年4月18日付け63農蚕第2604号農蚕園芸局長通達）に定める基準に基準に適合しているもの、ユリ球根であって「オランダ王国産ユリ球根の隔離検疫の取扱いについて」（平成元年12月15日付け元農蚕第7709号農蚕園芸局長通達）に定める基準に適合しているもの、ヒヤシンス及びアイリス球根であって「オランダ王国産ヒヤシンス及びアイリス球根の隔離検疫の取扱いについて」（平成3年4月8日付け3農蚕第1992号農蚕園芸局長通達）に定める基準に適合しているもの、<u>クロッカス及びフリージア球根であって「オランダ王国産クロッカス及びフリージア球根の隔離検疫の取扱いについて」（平成4年3月27日付け4農蚕第1817号農蚕園芸局長通達）に定める基準に適合しているもの並びにグラジオラス及びアマリリス球根であって「オランダ王国産グラジオラス及びアマリリス球根の隔離検疫の取扱いについて」（平成6年10月31日付け6農蚕第6607号農蚕園芸局長通達）に定める基準に適合しているものを除く。</u>	ついて」（昭和62年9月8日付け62農蚕第5154号農蚕園芸局長通達）に定める基準に適合しているもの、チューリップの球根であって「オランダ王国産チューリップ球根の隔離検疫の取扱いについて」（昭和63年4月18日付け63農蚕第2604号農蚕園芸局長通達）に定める基準に適合しているもの、ユリ球根であって「オランダ王国産ユリ球根の隔離検疫の取扱いについて」（平成元年12月15日付け元農蚕第7709号農蚕園芸局長通達）に定める基準に適合しているもの、ヒヤシンス及びアイリス球根であって「オランダ王国産ヒヤシンス及びアイリス球根の隔離検疫の取扱いについて」（平成3年4月8日付け3農蚕第1992号農蚕園芸局長通達）に定める基準に適合しているもの<u>並びにクロッカス及びフリージア球根であって「オランダ王国産クロッカス及びフリージア球根の隔離検疫の取扱いについて」（平成4年3月27日付け4農蚕第1817号農蚕園芸局長通達）に定める基準に適合しているものを除く。</u>